

会 議 録

会議の名称		平成 2 8 年度第 1 回守谷市人権施策推進協議会		
開催日時		平成 2 9 年 2 月 2 8 日 (火) 開会：午後 1 時 3 0 分 閉会：午後 3 時 5 分		
開催場所		守谷市役所 庁議室		
事務局 (担当課)		生活経済部 市民協働推進課 人権推進室		
出席者	委 員	渡邊会長, 鈴木副会長, 櫻井委員, 西尾委員, 高木委員, 渋井委員, 池田委員, 鎌田委員, 田中委員, 飯嶋委員, 深田委員 計 1 1 名		
	事務局	松丸市長, 坂生活経済部長, 鈴木市民協働推進課長, 鈴木人権推進室長, 飯島係長, 幸田係長 教育委員会指導室：永野指導主事 計 7 名		
公開・非公開 の状況		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	0 人
公開不可の場合 はその理由				
会議次第		1 開 会 2 市長あいさつ 3 委嘱状交付 4 議 題 (1) 会長, 副会長の選任について (2) 守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理について (3) その他 5 閉 会		

確定年月日	会議録署名
平成 2 9 年 3 月 1 5 日	会長 渡邊 雄一

審 議 経 過

1 開 会

2 市長あいさつ

3 委嘱状交付

西尾委員，池田委員，櫻井委員

4 協議事項

会議録の作成及び公表について

「守谷市審議会等の会議の公開に関する指針」では，会議録の作成及び公表について，「発言者の氏名は，記載しないこと。ただし，発言者の氏名を公にしても率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがないと認める場合であって，かつ，会議において承認を受けたときは，この限りではない。」と規定されております。

そこで，本日の会議の会議録について，発言者の氏名の記載について協議をした結果，本日の会議録については，発信者の確認承認を得て氏名を記載することに決定しました。

(1) 会長，副会長の選任について

会長，副会長とも，委員から互選の意見があったため，会長に渡邊委員，副会長に鈴木委員に決定しました。

【渡邊会長あいさつ】

【鈴木副会長あいさつ】

(2) 守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理について

【事務局から，進捗管理について説明】

渡邊会長： 事務局の説明ありがとうございました。

守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理について，質問，意見等がありましたらお願いします。

鎌田委員： 1 ページ目の「守谷しぐさ」について，説明をお願いします。

永野指導主事： 子どもたちが身に付けておくべき所作といいますか，そういったものがまとめてある冊子が「守谷しぐさ」になります。具体的には，人と人がすれ違うときにどのように対応するのか，電車の中でのマナーやルール等も盛り込まれているものです。学校の活動場面では，学級活動に「守谷しぐさ」の冊子を使いながら学んでおります。

高木委員： 企業等への人権啓発の中で，講演会に参加企業が1社となっていますが，少なかった理由は何かありますか。

鈴木室長： 市内38社に通知は出しているのですが，通常業務の中で社員を参加させるのは難しいのかもしれない。

深田委員： 3ページの相談事業の中で、外国人からの法律相談、行政相談はあったのでしょうか。

幸田係長： 法律相談で、離婚等の相談が1件ありました。

深田委員： 毎年、そのぐらいなのですか。

幸田係長： はい。1, 2件です。

渋井委員： 9ページの、御所ヶ丘中学校がモデル校になって行っている、インクルーシブ教育とはどのような内容なのですか。

永野指導主事： 少し難しくなってしまいますが、インクルーシブ教育は、障がいがあるなしにかかわらず、全ての子どもたちが特別な存在であるという認識が基本的な理念です。

例えば、1時間の授業の流れを分かりやすく提示をしておくならば、障がいがあるお子さんでも、ないお子さんでも見通しがきちんと持つことができますし、それから、字の大きさも小さい文字よりは大きい文字で分かりやすく書いた方が、理解しやすくなります。また、何かの説明で、言葉だけではなく図や映像を見せたりすることにより、誰にでも分かりやすくなります。

同じ土台に立って、同じ教育を受ける一人ひとりに応じた手厚い支援が、インクルーシブ教育の中では重要な考え方になっております。

渋井委員： ありがとうございます。

渡邊会長： 様々な教育活動が多様化しているようですので、全ての子どもたちに素晴らしい教育ができるといいと思います。

深田委員： 6ページのいじめ実態調査で、今年度の件数が記載されていますが、前年度と比べて増減はどのようなになっていますか。

永野指導主事： 認知件数60件と記載されていますが、認知件数そのものの件数だけを比べると昨年よりも多くなっております。しかし、件数が多いからと言って学校の中が荒れていることではありません。

いじめの捉え方の定義が、現在は少し変わってきている状態です。

以前の一般的ないじめは、自分より弱い者に対して一方的に、身体、心理的に攻撃を継続的に行うことがあったのですが、現在の文部科学省の定義によりますと、①いじめをする側もいじめを受ける側も同じ児童生徒であること。②両者の児童生徒に一定の人間関係のあること。③いじめの側が心理的、物理的に影響を与える行為をしていること。④いじめを受ける側が精神的な苦痛を感じていること。この4点となります。

例えば、横にいる子に励ましのつもりで肩を叩いたときに、もし、受け手側が痛みを苦痛に感じたとなれば、これもいじめとして認知されることになっております。

今のいじめの捉え方は広く捉えるようになっており、子どもたちの生活を細かく見ていきますと認知するものが、増えてきている状態です。子どもたち一人ひとりに手厚く支援をしていることで、認知件数が多く

なっていますが、学校の状況が悪い訳ではありませんので、御理解ください。

鎌田委員： 今の答えは「子ども対子ども」だと思いますが、教師から子どもに対して、指導等によるいじめ等は守谷市の中でありますでしょうか。

永野指導主事： 今お話ししました認知に対しては、児童生徒同士が対象となっていますが、守谷市で調べているものに関しましては広く捉えていますので、対象が児童生徒の場合もありますし、異なる場合もありますので、両方を含んでいます。

鎌田委員： その中で、子どもたちが直接学校に伝えることはなかなかできないと思いますが、電話相談やその他のものがあるのでしょうか。

永野指導主事： 教育委員会や総合教育支援センターへの相談があります。

鎌田委員： それに対して、指導をしているという認識でよろしいでしょうか。

永野指導主事： はい。

渡邊会長： 最近の特徴的ないじめは、ありますか。

永野指導主事： 最近の特徴は、言葉によるものが多いです。直接、話したり聞いたりしたものだけではなく、インターネットやSNSをとおして、ネット上での言葉の中傷や暴力が多くなっており、これが最近の特徴になっております。

櫻井委員： 同じ所で、守谷市では毎月各小中学校でいじめの調査を行っていますが、どこの市町村でも毎月行っているところはないと思います。他市町村には学期に1回しか行わない学校もありますし、守谷市では毎月アンケート調査をすることで、いじめに対し抑止力になっており、素晴らしいことだと思います。引続きよろしくお願いします。

西尾委員： 学校の現場についてですが、先生の労働時間や仕事の多さが問題になっています。全て学校や先生にお願いしてしまうと、本当のところ、子どもたちに目が届かない状態が出てくるのではないかと思います。部活動や子どもの様子を専門に見る者を配属する予定はありますか。

永野指導主事： 現場の先生たちが多忙を感じているのは事実です。

全て人員が配置され、部活動はこの人、相談はこの人となればいいのですが、それを埋めようと仕事を分担するためには人が必要になり、予算も必要になってきますので、なかなか難しいと思います。

現状でできることを考えますと、今年度発足した守谷市総合教育支援センターの相談委員が学校を訪問して、子どもたちに関わって相談することが増えております。現場の先生ではなく相談委員が対応する、そこに先生が加わり、チームとして子どもたちを支援するという連携体制が徐々にできております。

また、以前は学校の担任一人が色々な事案を抱え込み、解決する場面が多く見られましたが、現在は、一人で行うのではなく、各学年の教職員や生徒指導主事が連携し、学校の組織の中で対応しております。

池田委員： 色々な面で、教育委員会より学習支援ティチャーや学校介護補助員を導入していると思いますので、守谷は進んでいると思います。

部活動で言いますと、義務教育の場合、大会に参加するには必ず学校側からの引率者が必要となっています。学校以外の指導者、外部の人だけで大会に引率をお願いすることは、現在難しい状況です。

深田委員： 体育の授業でけがをして、障がいを負った事例はありますか。また、先生が保護者から裁判等に引出された場合、教育委員会としてどのような対応をするのかお聴きしたいのですが。

永野指導主事： 体育の授業等でのけがや事故はゼロではありません。けが、事故等への対応ですが、けがをした子どもの安全が一番大切ですので、安全対策については学校でしっかりと行っています。特に、首から上の事故に関しては、早急に救急車を要請し病院に搬送して医師の判断を受けています。また、この様な処置を行っても、けがの具合が長引たり、どこかに障がいが残ってしまった場合には、学校、教育委員会、家庭と相談しながら、その後の進路について話し合っていくことにしております。

深田委員： そのような事例はありますか。

永野指導主事： はい。実際に学校、教育委員会、家庭、三者が協力しながら進めていることはあります。

深田委員： 国際交流協会で日本語講座委員会を行っています。最近、ログハウスで講師をやられる方が車椅子で来られるようになりました。

ログハウスに入る道路部の段差、また、玄関は開き戸になっていますので、車椅子の場合、段差を超えることやドアを開けることが非常に困難な状態です。私たちも気が付けば手伝いをするのですが、公共施設のバリアフリーについて、何か予算措置をしていただきたいと思います。

実際に車椅子で来られた方がトイレを使用するにあたって、スペースがない状態で車椅子を回転するのは難しく、現在、市民協働推進課に協力していただいて、トイレのドアを改修しようというところまでできています。

公共施設をバリアフリー化していただいて、障がい者の方も行政、公共的な事業に参加できるようにしていただきたいと思います。

鈴木課長： 市民協働推進課で現場を確認し、トイレについては改修に向けて業者に見積もりを取っているところです。道路の段差につきましては、L型側溝で側溝の部分が少し立上っており、技術的に改修できるか見てもらっています。少し時間が掛かるかもしれませんが、検討していきます。

深田委員： ありがとうございます。

渡邊会長： ありがとうございました。以上をもちまして守谷市人権施策推進基本計画事業の進捗管理について終了します。

(3) その他

渡邊会長： そのほか、事務局から何かありますか。

鈴木室長： この会議については、毎年お世話になっておりますが、また、来年度も同

様に報告書を作成し、皆様に御意見等をいただきたいと思います。

渡邊会長： 以上で、本日予定していた議題は終了しましたので、事務局に返します。
皆様貴重な御意見いただきましてありがとうございます。

鈴木室長： 以上をもちまして、平成28年度第1回守谷市人権施策推進協議会を閉会
させていただきます。本日はお疲れ様でした。

5 閉 会